

労働関係情報 CU 掲示板 2023年2月21日

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

● 東海大 雇い止め1人撤回/非常勤講師 組合がスト3回実施

しんぶん赤旗 2月14日

● 介護施設の夜勤、7割近くが「16時間以上」勤務

務 医労連調査 ... <https://mf.jiho.jp/article/237557> 2月16日 介護施設の夜勤、7割近くが「16時間以上」勤務 医労連調査. 日本医療労働組合連合会（医労連）は2月16日、2022年介護施設夜勤実態調査の結果を公表した・・・

● 「ミス沖縄」休止 「社会的環境が変化」 沖縄観光コンベンションビューロー

（OCVB）は17日、「沖縄観光親善大使ミス沖縄」の選出事業を休止すると発表。観光PRや親善交流などに従事する「ミス沖縄」は、応募資格を「18歳以上の女性（高校生不可）」と限定。昨年選出された「ミス沖縄」の募集要項では「健康で明るく教養豊かな女性を選出する」と。OCVBは休止の理由について「社会的環境の大きな変化などもあり、沖縄観光親善大使ミス沖縄が担う役割も従前のスタイルから脱却する必要性や、観光情報発信の手法等について再考する時期に」と説明。 しんぶん赤旗 2月19日

● 内閣支持微増 27.8% 「危険水域」5カ月連続 - 時事世論調査 ●

時事通信が2月10～13日に実施した2月の世論調査で、岸田内閣の支持率は前月比1.3ポイント増の27.8%、不支持率は同1.4ポイント減の42.2%だった。支持率は政権発足後最低だった先月をやや上回ったものの、政権維持の「危険水域」と ... 時事ドットコム 2月16日

● 研究者・教員の労働契約法の特例対象者に関する雇用状況を公表 / 文科省メルマガ

労働情報 1844号 2月10日 文部科学省は2月7日、「研究者・教員等の雇用状況等に関する調査」結果を公表した。研究者、教員等の労働契約法の特例（無期転換申込権発生までの期間5年を10年とするもの）の対象者について、本年4月以降、無期転換申込権の発生が見込まれることを踏まえて調査。特例対象者は9万9,776人（15.3%）。うち2022年度末で契約期間10年を迎える者は1万2,137人、次年度以降に契約継続または継続可能性のある者（無期転換申込権が発生する可能性のある者）は5,424人・・・。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01174.html

● 「朝日」コラムにあらわれた“反共主義という呪縛” しんぶん赤旗 2月17日

● 非正規公務員の最低賃金割れを解消へ 茨城4市、年度内に差額支給 茨城県

内の4自治体で働く会計年度任用職員（非正規公務員）の時給が2022年10月改定の県内の最低賃金（911円）を下回っていた問題で、4自治体が県の助言を受け、最賃を下回る

状況を解消する意向であることがわかった。4自治体で解消されれば、県内で最賃を下回る自治体はなくなることになる。 毎日新聞【東海林智】2月12日

● 正規職員・従業員、前年同期比7万人増、2期ぶりの増加／労働力調査・詳細集計
10～12月期平均 メルマガ労働情報 1845号 2月15日

総務省は2月14日、「労働力調査（詳細集計）」結果を公表した。2022年10～12月期平均の役員を除く雇用者は5,710万人。うち、正規の職員・従業員は、前年同期比7万人増の3,581万人で2期ぶりの増加。非正規の職員・従業員は、同33万人増の2,129万人で4期連続の増加。失業者は前年同期比12万人減の183万人、失業期間別では、「3か月未満」の者は70万人で前年同期と同数、「1年以上」の者は61万人で6万人の減少。

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/4hanki/dt/index.html>

● 労働移動の円滑化にむけ、自己都合退職での失業給付見直しに言及／新しい資本主義実

現会議 メルマガ労働情報第1846号2月17日 政府は2月15日、第14回「新しい資本主義実現会議」を開催。総理は「労働者が自らの選択によって労働移動できることが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務」とし、「労働移動を円滑化するため、自己都合で離職した場合の失業給付の在り方の見直しを行う」と。会議資料は、自己都合退職の場合、求職申込後2か月または3か月は失業給付を受給できない現行制度について、希望に応じて労働移動するシステムに移行するよう「慎重に検討すべき」と。賃上げは、「物価上昇を超える賃上げ」、日本と海外企業間の「賃金格差の解消を」などと述べた。

https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202302/15shihon.html

● 【立ち読み知識 ⑤】● 労働組合の役員から、春闘の成り行き次第ではストライキを構えると、言われたんだけど、そんなこととして罰せられたりはしないの？（回答）大丈夫。まず、労働条件の改善や権利拡大を求める「要求を出す」ことが始まりだけれど、日本憲法第28条で、労働者が「団結し、「団体交渉」をし、「団体行動」をとる労働三権と言われる権利が保障されているよ。具体的には労働組合法7条で組合活動への不当な抑圧や差別（不当労働行為）を禁止しているし、交渉や宣伝行動、要求の真剣さを表すストライキ（業務拒否や職場放棄など）については、同法8条で、使用者は民事上の損害賠償請求はできないとされ、また、暴力行為は別として、ストや宣伝行動で業務に損害が出たとしても刑事事件にできない（同法1条、刑法35条）と、決められているよ。昼休みの流れからの短時間でも少人数のルー型でも良いから、働く仲間の気持ちを合わせて、出来る行動を増やして、切実な様々の要求の実現に、向かって行こうよ。

CU(コミュニティユニオ仲間と気持ちを合わせて)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚
2-33-10 東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3242 (組合費 月
2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係を
めざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も
追及。近況確認と保存資料はCU東京HPへ。情報、連携先紹介は発信元 1206dan@ozzio.jp か
m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp 前澤檀まで。